

令和元年度

スケルトン車製作業務

仕様書

札幌市

概要

札幌市では一般廃棄物処理計画「スリムシティさっぽろ計画（平成26年3月改定）」に基づき、より高いごみの減量・リサイクル目標を掲げており、目標達成に向けた施策の一つとして、同年6月からごみが収集車の荷箱に入っていく様子を観察できるスケルトン型ごみ収集車両（以下「スケルトン車」という。）を導入しているが、ごみの減量・リサイクルの促進及び環境教育のより一層の充実を図ることを目的とし、スケルトン車製作業務（以下「製作業務」という。）を行うものである。

製作業務終了後の車両は、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）、その他関係する法令等に定める保安基準及び安全指導基準に適合するものでなければならない。

なお、ここに明記されていない細部的部分については、札幌市と受注者が協議の上、決定するものとする。

1 製作業務車両台数

1台

2 製作業務車両

- (1) 登録番号 札幌 800 は 2276
- (2) 車名・型式 本体：日野・ADG-GD7JGWA
架装：新明和・GR085-163
- (3) 年 式 平成 18 年式
- (4) 所 属 環境局環境事業部業務課車両係
- (5) 車両保管場所 札幌市中央区南 30 条西 8 丁目 7-1（中央清掃事務所）

3 製作業務内容

別添「スケルトン車製作業務設計書」のとおり

4 製作業務時の注意事項

作業時（部品の脱着等）に破損した部品（ボルト等）は受注者が負担すること。

5 納入期限

令和2年3月31日

6 納入・検査場所

札幌市東区丘珠町 873-1（東清掃事務所）

7 環境負荷低減

製作業務は、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めるものとする。

- (1) 自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。
- (2) 業務に係わる従業員に対し、札幌市環境基本方針の理解と環境の関連について自覚を持つように研修を行うこと。

8 その他

- (1) 製作業務の実際場所への車両の搬入、北海道運輸支局札幌運輸支局（以下「札幌運輸支局」という。）への回送及び製作業務終了後の納入・検査場所への搬出は受注者が行うこと。
- (2) 製作業務を行う車両を保管（搬入）する際は、札幌市の指定様式による「保管証」

を担当課に提出すること。

(3) 中間検査及び納入（完成）検査は次のとおり実施すること。

ア 部品の取付状況及び外観検査

イ 各部の安全及び作動検査

ウ 本仕様書に基づく検査

エ その他必要事項

なお、検査実施日及び実施場所は担当課の指示を受けること。

(4) 製作完了後は、札幌運輸支局で自動車検査証を取得すること。

なお、構造変更の申請が必要となり、別途日数と費用が追加となることが判明した場合、すみやかに担当課に連絡すること。

(5) 自動車損賠賠償責任保険証明書、重量税、継続検査申請書、分解整備記録簿（12か月）は札幌運輸支局への持ち込み検査前に交付します。

(6) 交換部品及び製作業務前後の写真は全て担当課に提出すること。

(7) 保証期間は、納入後1年間とするが、製作不良及び使用資材の不良等に起因する不都合箇所が発生した場合は、受注者の責任において完全に修繕又は取替を行うこと。

9 担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

環境局環境事業部業務課車両係

担当 山崎 （TEL011-211-2916）

